

被扶養者認定に必要な提出書類等一覧 (対象者別)

扶養申請対象者との関係や収入の状況によっては、下記以外の証明書類や申立書等の提出を求めることがあります。また、申請ケースによって細かく内容を確認する場合があります。

○印・・・必ず提出 △印・・・該当する人は提出

認定対象者	就労状況 ・ 年齢区分等	必要書類等										備考		
		健保専用書類		添付書類										
		被扶養者異動届	被扶養者調書(調書)	世帯全員の住民票(※1)	課税(非課税)証明書(※2)	離職票(1)および(2)	雇用保険受給資格者証	退職証明書	または学生証の写	在学証明書	または年金振込通知書の写		年金改定通知書	送金証明書(※3)
配偶者	無職	○	○	○	○									別居の場合は調書に別居理由を明記 雇用形態変更等による収入減少の申請の場合は、「雇用契約書(給与条件必須)」の写し、または認定基準内の収入である旨記載した雇用先の「事業主証明書」、証明書がない場合は直近の給与明細3カ月分を添付 1年以内に新たにパートやアルバイトを開始された方も同様
	就労中(認定基準内収入)	○	○	○	○									
	1年以内に退職	○	○	○	△ 60歳以上の配偶者のみ	○								
	学生	○	○	○					○					
子	誕生のとき	○		○ (※4)										配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の収入証明<※2>を添付 自営業の場合は申告済みの確定申告書と収支がわかる証明書 16歳以上で無職または就労中(認定基準内収入のみ)の場合は、扶養が必要な理由を調書に明記し、収入証明を添付<※2> 学生以外で別居は、調書に別居理由を明記し、直近3カ月分の送金証明書<※3>を添付
	高校生以下の学生	○		○										
	高校卒業以上の学生	○	○	○	△				○		△ 別居			
	中学卒業以上の学生以外	○	○	○	○						△ 別居			
	中学卒業以上で1年以内に退職	○	○	○		○					△ 別居			
父母 祖父母	無職	○	○	○	○						△ 別居		父母または祖父母が夫婦で同一世帯を構成している場合は両者の収入証明・年金証明書等が必要 別居の場合は、扶養が必要な理由を調書に明記し、直近3カ月分の送金証明書<※3>を添付 年金受給年齢の人で、これから年金を請求される場合または年金受給手続き中の場合は、「年金見込額照会回答票」を添付	
	就労中(認定基準内収入)	○	○	○	○						△ 別居			
	1年以内に退職	○	○	○		○					△ 別居			
兄弟 姉妹 孫	高校生以下の学生	○	○	○							△ 別居	認定対象者を父母等が扶養できない理由を調書に明記 別居の場合は必ず直近3カ月分の送金証明書<※3>を添付		
	高校卒業以上の学生	○	○	○				○			△ 別居			
	中学卒業以上の学生以外	○	○	○	○						△ 別居			
	中学卒業以上で1年以内に退職	○	○	○		○					△ 別居			
上記 以外の 三親等 内の 親族	高校生以下の学生	○	○	○							△ 別居	同居が扶養認定の条件 配偶者、父母、兄、姉等が扶養できない理由を調書に明記		
	高校卒業以上の学生	○	○	○				○			△ 別居			
	中学卒業以上の学生以外	○	○	○	○						△ 別居			
	中学卒業以上で1年以内に退職	○	○	○		○					△ 別居			

- 〈※1〉住民票は世帯全員の続柄が記載されている発行日より3カ月以内の原本を提出してください。
養父母、養子等続柄証明が必要な場合は戸籍謄本を添付してください。
- 〈※2〉市区町村発行の収入額の記載されている各種証明書(所得証明書、課税(非課税)証明書)は、発行日より3カ月以内の原本を提出してください。
自営業等給与収入以外がある場合、「確定申告書、収入内訳書(経費の内訳)」(写)も必ず提出してください。
- 〈※3〉送金証明書とは、「振込明細書」の写しまたは「通帳」の写しとなります。現金の手渡しは不可。
- 〈※4〉誕生のとき、住民票の代わりに「母子健康手帳の表紙(氏名記載分)」と市町村長の証明印がある頁「出生届済証明」の写でも代用可。

【注 1】1年以内に退職をした人の被扶養者認定を申請するときは下記の該当する資料を提出してください。

- ◆失業給付・給付制限期間のある人→「離職票」(1)(2)(写)または「退職証明書」
- ◆失業給付を受給しない人→「離職票」(1)および(2)(写)または「退職証明書」または「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」(写)
- ◆失業給付の受給を終了した人→支給終了印のある「雇用保険受給資格者証」(両面の写)
- ◆受給期間を延長する人→受給期間延長受理印のある「離職票」(写)または「雇用保険受給資格者証」(写)(後日延長通知書(写)を提出)
- ◆雇用保険が適用されない人→雇用保険未加入である旨記載した事業主の「退職証明書」または「給与明細書」3カ月分の(写)

【注 2】親の扶養申請の場合、年齢に関わらず「扶養申請前状況確認シート」を送付しますので、まずはリリー健保へご連絡ください。

【注 3】就労年齢と考えられる60歳未満の親(父母)を扶養したい方は働けない理由について、「申立書」(健保ホームページに掲載)の記載が必要です。

【注 4】左記書類以外にその他必要な書類や「申立書」(健保ホームページに掲載)等の提出を求められることがあります。

【注 5】認定対象者の住民票に認定対象以外の成人がいる場合は、その人の収入を証明する書類を提出してください。

※その他ご不明な点や自営業を廃業した人や配偶者・子以外の認定手続きについては、リリー健保にお問い合わせください。

※2020年4月1日より、被扶養者認定要件に「日本国内に住所を有すること」が新たに加われました。ただし例外として、留学生や海外赴任に同行する家族などは、要件を満たせば認定されます。

●収入に関する原則(健康保険の被扶養者の収入基準と税法上の扶養控除配偶者の収入基準は違います)

	60歳未満の方	60歳以上75歳未満
同居	年間収入見込額が130万円未満 (1月あたり108,333円未満)	年間収入見込額が180万円未満 (1月あたり150,000円未満)
	被保険者の年間収入の1/2未満	
別居	年間収入見込額が130万円未満	年間収入見込額が180万円未満
	月あたり(年間)の収入額が被保険者からの仕送り額よりも少なく、かつ被保険者の年間収入の1/2未満	

●年間収入とは

給与、事業収入、各種年金(老齢、退職、障害、遺族、企業、個人等)、雇用保険、傷病手当金、出産手当金、労災保険の給付金、利子、配当、不動産、株式等の資産、売却収入、その他贈与、被保険者以外からの仕送り金など全てを含みます。ただし、今後将来に向かつての収入で判断いたしますので、退職金や出産育児一時金等の一時的な収入は含みません。

●年間収入が認定基準を超えていなくても下記の方は被扶養者に認められません。

- ・被保険者よりも扶養義務のある人がいる場合
- ・雇用保険受給中

※雇用保険受給中および傷病手当金・出産手当金の受給中に関しては、基本日額3,612円未満の場合に限り認定は可能です。

●三親等内の親族一覧について

同居でなくてもよい人
・配偶者、子(養子を含む)、父母(養父母を含む)等の直系尊属
同居であることが条件の人
・上記以外の三親等内の親族(義父母等)、内縁の配偶者およびその父母・連れ子、内縁の配偶者死亡後のその父母・連れ子 なお、添付書類については健康保険組合へお問い合わせください。